

建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準

(平成17年9月7日建管一1238)

(趣旨)

第1条 この基準は、知事が建設業者又は建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく許可を受けないで建設業を営む者（以下「建設業者等」という。）に対して行う監督処分について必要な事項を定めるものとする。

(監督処分)

第2条 知事は、建設業者等が次の各号に定める不正行為等を行ったときは、次の各号及び別表1に定める基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して監督処分を行うものとする。

(1) 法第28条第1項各号又は第2項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは営業停止処分を行うこととし、その他の事由によるときは指示処分を行うこととする。

(2) (1)以外の不正行為等があった場合

ア 法の規定（第19条の3、第19条の4、第19条の5、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「履行確保法」という。）第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。この場合において、知事は、建設業者等が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずるものとする。

イ 法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であつて、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした下請契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

(3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重いとき又は建設業者が営業停止処分に違反したとき

許可の取消処分を行うこととする。

2 知事は、前項の規定により監督処分を行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該監督処分の対象地域、対象業種等を限定して行うことができるものとする。

3 第1項の監督処分は、原則としてその刑の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行

うものとする。ただし、違反事実が明白であると認める場合は、この限りでない。

- 4 知事は、前三項の規定にかかわらず、必要があると認める場合は、建設業者等に対し、法第41条の規定に基づく、指導、助言又は勧告を行うことができるものとする。

(処分の加重等)

第3条 知事は、建設業者等が行った一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するときは、当該建設業者等に最も重い処分を課すこととなるものに従い、監督処分を行うものとする。ただし、極めて悪質な事由又は情状酌量すべき特別の事由があるときは、必要な加重又は減輕を行うことができるものとする。

- 2 知事は、建設業者等が行った複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するときは、次の各号に定めるところにより、監督処分を行うものとする。

- (1) 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなときは、それぞれの処分事由に係る最も長い営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うものとする。
- (2) 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するときは、情状により、前号に定める期間に必要な加重を行うものとする。
- (3) ある不正行為等が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するときは、営業停止処分に該当する行為については前2号の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為については指示処分を行うものとする。
- (4) 複数の不正行為等がそれぞれ指示処分事由に該当するときは、原則として指示処分を行うものとするが、当該不正行為等が法第28条第1項各号又は第2項各号の一に該当するものであるときは、情状により、営業停止処分を行うことができるものとする。

- 3 知事は、建設業者等が行った複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するときは、次の各号に定めるところにより、監督処分を行うものとする。

- (1) 複数の不正行為等が一の営業停止処分事由に2回以上該当するときは、当該処分事由に係る営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うものとする。
- (2) 複数の不正行為等が一の指示処分事由に2回以上該当するときは、原則として指示処分を行うものとするが、当該不正行為等が法第28条第1項各号又は第2項各号の一に該当するものであるときは、情状により、営業停止処分を行うことができるものとする。

- 4 知事は、建設業者等が不正行為等を重ねて行ったときは、次の各号に定めるところにより、監督処分を行うものとする。

- (1) 営業停止処分を受けた建設業者等が、当該営業停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うものとする。ただし、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りでない。
- (2) 建設業者等が指示処分の指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合には、情状を重くみて、営業停止処分を行うものとする。

(営業停止行為)

第4条 営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者等が当該営業停止の期間中に行うことのできない行為及び行うことのできる行為の例は、別表2のとおりとする。

(企業合併等があったときの処分)

第5条 不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に法第17条の2の規定による建設業の譲渡及び譲受け若しくは合併若しくは分割を行った場合又は法第17条の3の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行うものとする。

2 行為者の営業を法第17条の2又は法第17条の3の規定によらずに承継した場合で、承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、次の各号に定めるところにより、監督処分を行うものとする。

- (1) 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- (2) 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

(その他)

第6条 知事は、建設業の許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等の法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等については、告発をもって臨むなど、法の厳正な運用に努めるものとする。

2 不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があったときから3年以内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る監督処分事由に該当する不正行為等であって、公訴を提起されたもの等についてはこの限りでない。

3 監督処分の内容については、速やかに公表することとする。

附 則

- 1 この基準は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。

附 則（平成18年1月4日付け建管－2065 一部改正）

- 1 この改正による改正後の規定は、平成18年1月4日以降に行われた行為に適用するものとし、改正前に行われた行為については、なお従前の例による。

附 則（平成19年9月28日付け建管－1421 一部改正）

- 1 この改正による改正後の規定は、平成19年10月1日以降に行われた行為に適用するものとし、改正前に行われた行為については、なお従前の例による。

附 則（平成２０年３月２６日付け建管－２４７６ 一部改正）

- 1 この改正による改正後の規定は、平成２０年４月１日以降に行われた行為に適用するものとし、改正前に行われた行為については、なお従前の例による。

附 則（平成２１年１１月１６日付け建管－１８０２ 一部改正）

- 1 この改正による改正後の規定は、平成２１年１１月１６日以降に行われた行為に適用するものとし、改正前に行われた行為については、なお従前の例による。

附 則（平成２５年１２月２６日付け建政－１６５１ 一部改正）

- 1 この改正による改正後の規定は、平成２５年１２月２６日以降に行われた行為に適用するものとし、改正前に行われた行為については、なお従前の例による。

附 則（令和２年１０月６日付け建政－７２１ 一部改正）

- 1 この改正による改正後の規定は、令和２年１０月６日以降に行われた行為に適用するものとし、改正前に行われた行為については、なお従前の例による。

別表 1

不正行為等の内容	処分内容
1 公衆危害	
① 建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合	営業停止7日以上
② 危害の程度が軽微であると認められる場合	指示
③ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合	直ちに危害防止の措置を勧告 必要に応じ指示
④ ③の指示処分に従わない場合	営業停止7日以上
⑤ 違反行為が建設資材に起因するものであると認められる場合	必要に応じ指示
2 建設業者等の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）	
① 代表権のある役員等（建設業者等が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合	営業停止1年
② 代表権のない役員等又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）で定める使用人が刑に処せられた場合	営業停止120日以上
③ 役員等又は政令で定める使用人以外の職員が刑に処せられた場合	営業停止60日以上
④ 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受けた場合を含む。）	営業停止30日以上
⑤ 独占禁止法第3条違反により前各号に係る営業停止処分を受けた建設業者等に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間に独占禁止法第3条違反により前各号に該当する事由があった場合	1年を超えない範囲で前各号に掲げる営業停止期間を2倍に加重
3 請負契約に関する不誠実な行為	
① 虚偽申請	
ア 公共工事の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、競争参加資格確認申請書その他入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（イ及びウに規定される場合を除く。）	営業停止15日以上
イ 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとき	営業停止30日以上
ウ イに該当する場合で、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の（一）に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったとき	営業停止45日以上

② 主任技術者等の不設置等	
ア 不設置（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）	営業停止15日以上
イ 専任義務違反	指示
ウ イの指示処分に従わない場合	営業停止7日以上
③ 粗雑工事等による重大な瑕疵	営業停止7日以上
④ 施工体制台帳等の不作成又は虚偽作成	営業停止7日以上
⑤ 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合	営業停止3日以上
4 建設工事の施工等に関する他法令違反（※1）	
① 労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）	
ア 工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合	営業停止3日以上
イ ア以外の場合で、役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合	指示
② 建設工事の施工等に関する他法令違反	
ア 役員等又は政令で定める使用人が建築基準法違反等で懲役刑に処せられた場合	営業停止7日以上
イ ア以外で、役職員が建築基準法違反等で刑に処せられた場合	営業停止3日以上
ウ 政令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合	指示
エ ウの命令に違反した場合	営業停止3日以上
オ 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められる場合	必要に応じ指示
カ 役員等又は政令で定める使用人が廃棄物処理法違反又は労働基準法違反等で懲役刑に処せられた場合	営業停止7日以上
キ カ以外の場合で役職員が廃棄物処理法違反又は労働基準法違反等で刑に処せられた場合	営業停止3日以上
ク 役員等又は政令で定める使用人が特定商取引に関する法律違反で懲役刑に処せられた場合	営業停止7日以上
ケ ク以外の場合で役職員が特定商取引に関する法律違反で刑に処せられた場合	営業停止3日以上
コ 特定商取引に関する法律に規定する指示処分を受けた場合	指示
サ 特定商取引に関する法律に規定する業務等の停止命令を受けた場合	営業停止3日以上
③ 信用失墜行為等	
ア 役員等又は政令で定める使用人が法人税法、消費税法等の税法違反で懲役刑に処せられた場合	営業停止7日以上
イ ア以外の場合で、役職員が法人税法、消費税法等の税法違反で刑に処せられた場合	営業停止3日以上
ウ 役員等又は政令で定める使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等で刑に処せられた場合	営業停止7日以上

④ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反	
ア 役員等又は政令で定める使用人が健康保険法違反、厚生年金保険法違反又は雇用保険法違反で懲役刑に処せられた場合	営業停止 7 日以上
イ ア以外で、役職員が健康保険法違反、厚生年金保険法違反又は雇用保険法違反で刑に処せられた場合	営業停止 3 日以上
ウ 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合	指示
エ ウの指示処分に従わない場合	営業停止 3 日以上
5 一括下請負等	
① 法第 22 条の規定に違反した場合（※ 2）	営業停止 15 日
② 法第 26 条の 3 第 8 項の規定に違反した場合	営業停止 15 日
6 主任技術者等の変更	
① 主任技術者等の施工管理が著しく不相当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められる場合	直ちに技術者等の変更を 勧告 必要に応じ指示
② ①の指示処分に従わない場合	営業停止 7 日以上
7 無許可業者等との下請契約	
① 法第 3 条第 1 項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき	営業停止 7 日以上
② 特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき（当該建設業者等及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者の両者）	営業停止 7 日以上
③ 情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したとき	営業停止 7 日以上
8 履行確保法違反	
① 履行確保法第 5 条の規定に違反した場合	指示
② ①の指示処分に従わない場合	営業停止 15 日以上
③ 履行確保法第 3 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定に違反した場合	指示
④ ③の指示処分に従わない場合	営業停止 7 日以上

※ 1 法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

※ 2 元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減輕を行うこととする。

別表 2

一 営業停止期間中は行うことのできない行為
1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約等に基づく本契約の締結を含む。） 2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く。） 3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等 4 営業停止処分に地域限定が付されている場合にあつては、当該地域内における前各号の行為 5 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあつては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為 6 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあつては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為
二 営業停止期間でも行うことのできる行為
1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請 2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工 3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工 4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工 5 災害時における緊急を要する建設工事の施工 6 請負代金等の請求、受領、支払い等 7 企業運営上必要な資金の借入れ等